

登米市再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務 プロポーザル募集要領

1 業務の名称

登米市再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務

2 業務の内容等

- (1) 業務の内容
「登米市再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務仕様書」のとおり
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和2年3月10日まで
- (3) 業務委託上限額
4,313,100 円（税込）

3 参加資格

本業務のプロポーザル参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 本業務に類似する業務を1年以上営んでおり、国や自治体における業務実績があること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。
- (7) 国税及び市税に滞納のないこと。

4 応募の手続き

- (1) 応募者説明は「登米市再生可能エネルギー設備導入可能性調査委託業務仕様書」及び「登米市再生可能エネルギー設備導入可能性調査委託業務プロポーザル参加に係る関係書類の提出要領」（以下「提出要領」という。）により替える。
- (2) 提出先及び連絡先
 - ・担当窓口：登米市産業経済部産業連携推進課
 - ・住所：〒987-0602
宮城県登米市中田町上沼字西桜場18番地
 - ・電話：0220-34-2549（直通）
 - ・FAX：0220-34-2802
 - ・電子メール：sangyorenkei@city.tome.miyagi.jp

(3) 募集要領等の配付

① 配付期間

令和元年10月1日(火)～10月15日(火) 午前9時～午後5時
(土日、祝日を除く。)

② 配付方法

募集要領等は、(2)の担当窓口において配付する。また、登米市ホームページ(<http://www.city.tome.miyagi.jp/>)からもダウンロードできるものとする。

(4) 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問は、質問書【様式1】により受け付ける。

① 受付期間

令和元年10月1日(火)～10月8日(火) 午前9時～午後5時
(土日、祝日を除く。)

② 提出方法

(2)の担当窓口を持参、FAX又は電子メールで提出すること。

なお、FAXや電子メールの件名は「登米市再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務に関する質問書」とし、送信後、担当窓口へ電話により送信した旨知らせること。また、電話による質問は受け付けない。

③ 回答方法

質問に対する回答は、到着後3日以内(土日、祝日を除く。)に電子メール又はFAXで回答するものとし、電話による回答は行わない。

なお、質問は、募集要領等の内容に関するものに限り受け付ける。また、質問内容と回答については、登米市ホームページ上で公表する。

④ その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答は行わない。

(5) 企画提案書等の提出

参加者は、提出要領に基づき次の書類を提出すること。

なお、提案は各社1案とする。

① 提出書類

ア 企画提案書

イ プロポーザル参加希望書【様式2】

ウ 会社概要及び同種実施業務に関する実績表【様式3】

エ 経費積算表【様式4】

オ 営業報告書：直前1年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

カ 定款の写し：最新のもの

キ 登記事項証明書の写し：受付日前3ヶ月以内に発行されたもの

ク 納税証明書：受付日前3ヶ月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近の年度のもの

法人	登米市に事業所が有る場合	税 市	登米市発行の市税証明書 ・固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、事業所税
		税 国	所轄税務署発行の納税証明書 ・法人税、消費税及び地方消費税
	登米市に事業所が無い場合	税 国	所轄税務署発行の納税証明書 ・法人税、消費税及び地方消費税

ケ 登米市再生可能エネルギー設備導入可能性調査委託業務提出書類チェック一覧

② 参加資格確認

参加資格を確認し、資格を有する参加者の提案のみ審査を行う。

なお、提出された書類に虚偽の記載が判明した場合についても同様とし、その旨当該参加者に通知し、その提案の審査は行わない。また、異議申し立て、質問等は一切認めない。

③ 提出期限 令和元年10月21日（月）午後5時まで

④ 提出方法 持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、提出期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとする。

⑤ 提出場所 4（2）の担当窓口

⑥ 提出部数 正本1部、副本10部

⑦ その他

ア 企画提案書の再提出は、提出期間内に限り認める。

イ 提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。

ウ 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書【様式5】を提出するものとする。

なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同書【様式5】を提出するものとする。

エ 本提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合

③ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 本要領に違反すると認められる場合

⑥ 2（3）の業務委託上限額を超えている場合

5 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者の選定については、登米市再生可能エネルギー設備導入可能性調査委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において提出された内容を基に次の観点からプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、契約候補者及び次点の事業者を選定する。

- ① 業務の目的理解及び意欲、経営の健全性
- ② 実施体制及び業務実績、運営能力
- ③ 提案内容の的確性・実現性
- ④ 再生可能エネルギー活用システムの構築に関する調査
- ⑤ 地域経済への波及効果に関する調査
- ⑥ 経費見積の明確性及び妥当性

(2) 日程

審査委員会は、令和元年10月25日（金）に開催し、詳細については別途参加者に通知する。

なお、プレゼンテーションに使用するパソコン及びプロジェクターは参加者が用意し、スクリーンは市が用意する。

また、説明時間等は1社あたり15分程度、ヒアリング10分程度とし追加資料の配付は認めない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、5（1）による契約候補者の選定後、参加希望書に記載されたメールアドレスに電子メールにて参加者へ通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

6 契約

- (1) 企画提案書を基に契約候補者から見積書を徴し、別途登米市長が定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、提出された企画提案書の内容については、一部変更する場合がある。

- (2) 仕様は再調整をした上で、決定する。

なお、契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の事業者と協議の上、契約を締結する場合がある。

7 成果品の権利等

- (1) 本業務により得られた成果物に係る著作権，所有権その他の権利は登米市に帰属する。

- (2) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

8 公正なプロポーザルの確保

- (1) 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行つてはならず独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (2) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 主なスケジュール

令和元年 10 月 1 日 (火)	登米市ホームページによるプロポーザル公募の公表開始
令和元年 10 月 8 日 (火)	質問書の提出期限
令和元年 10 月 21 日 (月)	企画提案書等の提出期限 (参加資格の確認)
令和元年 10 月 25 日 (金)	プロポーザルの開催 (ヒアリング含む) 審査委員会
令和元年 10 月 28 日 (月)	審査結果の通知 (各提案者)
令和元年 10 月下旬	見積合わせ・契約の締結
令和元年 11 月上旬	業務開始